

平成 25 年生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応支援業務に係る
公募型プロポーザル手続開始の公示

令和 8 年 2 月 6 日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松井一實

1 業務の概要

(1) 業務名

平成 25 年生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応支援業務

(2) 業務内容

平成 25 年生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応支援業務基本仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり。

(3) 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 概算事業費

本業務に係る費用は 159,374 千円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を上限とする。

3 契約担当課

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号(広島市役所本庁舎 3 階)

広島市健康福祉局保護自立支援課

T E L : 082-504-2138(直通) F A X (共通) : 082-504-2169

E メール(共通) hogojiritsu@city.hiroshima.lg.jp

4 プロポーザル参加資格

プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 本事業の趣旨を十分に理解した上で委託業務を実施できる団体(法人)であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 及び広島市契約規則(昭和 39 年広島市規則第 28 号)第 2 条の規定に該当しない者であること。

(3) 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれにおいても、法令に基づく営業停止処分を受けていない者であること。

(4) 広島市競争入札参加資格の「令和 8・9・10 年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務(建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。)の提供」の契約の種類「役務の提供」の「施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-06 情報処理(コンピューター関連)」又は「30-15 その他」に登録されている者であり、広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成 8 年広島市要綱)に基づく指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

(5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき、更生手続又は民事再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。

- (6) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 過去に低所得世帯を対象とした給付金業務、又はこれに類した業務に従事した経験がある者を統括責任者等として、従事予定者に見込めること。
- (9) 令和3年度から令和7年度までの間において民間企業、官公庁等から複数の類似業務の受託実績を有していること。
- (10) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）のプライバシーマークが付与されている者又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証を受けている者であること。

5 公募型プロポーザル応募説明書等の交付方法

(1) 交付期間

公示日から令和8年2月20日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 交付場所

前記4の契約担当課

※ 応募説明書等は、広島市のホームページからダウンロードすることができる。

（ホームページ（<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のフロントページの「事業者向け情報」→「電子入札」→「調達情報公開システム」の「一般公開用」→「調達情報公開システムに掲載されないプロポーザル・コンペの案件情報」→「令和8年度方式・案件名」）

6 公募型プロポーザル参加資格確認申請書等の提出

(1) 提出書類

次の書類を各1部提出し、参加資格の審査を受けること。

- ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書 (様式1)
- イ 類似業務の実績一覧 (様式2)
- ウ 従事予定者一覧 (様式3)
- エ 法人の登記事項証明書及び代表者・役員名簿 (様式4)
- オ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）のプライバシーマーク使用許諾証の写し又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証証明書の写し
- カ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書 (様式5)
- キ 広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（滞納がないことを証明するもの）

※本市に納税義務がない場合は申立書を提出すること。

- ク 印鑑証明書、使用印鑑届 (様式6)

(2) 提出期間

公示日から令和8年2月13日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便により、提出期限までに必着のこと。）

(4) 参加資格の確認及び審査結果の通知

プロポーザル参加資格の有無については、令和8年2月13日（金）午後5時15分を基準として、上記(1)により提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書等により確認し、審査結果を応募者に速やかに書面にて通知する。

7 仕様書等の内容に関する質問の受付と回答

(1) 質問の受付

仕様書等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 公示日から令和8年2月13日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 仕様書等に関する質問書（様式7）に記入の上、電子メール又はFAXで提出すること。提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は質問者に直接回答し、前記6の事業担当課において、令和8年2月20日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで供覧するとともに、広島市ホームページに掲載する。

8 企画提案書の作成と提出

(1) 提案書の記載項目

様式8～様式10のとおり。

(2) 提出書類

提案書 15部（正本1部＋副本14部）

(3) 提出期間

公示日から令和8年2月20日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便により、提出期限までに必着のこと。）

(5) 留意事項

ア 提案は、1者につき1件とする。

イ 提案書の再提出は、提出期限までに限り認める。ただし、部分的な差替えは認めない。

ウ 提案書の主文には、提案者名及び提案者が特定できる表現を用いないこと。

エ 提出書類は返却しない。

オ 提案書の内容は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容にすること。

カ 提出した提案書を取り下げる場合は、速やかにプロポーザル辞退届（様式11）を提出すること。

キ 提出書類は返却しない。

9 費用見積額（税込）の提出

内訳を記載した費用見積額（税込）を上記8の提案書と併せて3の契約担当課に提出すること（任意様式（月毎の費用見積額は不要））。

10 プレゼンテーション

(1) 提出された企画提案書について、次のとおり提案者によるプレゼンテーション（参加者による質疑応答を含む。）を行うことを予定している。

実施日は、令和8年3月5日（木）を予定しているが、詳細は提案者に別途通知する。

・プレゼンテーション 20分以内、質疑応答 5分程度

・プレゼンテーションに用いる資料は、事前に提出された企画提案書のみとする。

(2) プレゼンテーションを欠席するとともに、プロポーザルの参加を取りやめようとする者は、プレゼンテーション実施日前日の午後5時15分までに、プロポーザル辞退届（様式6）に記入の上、持参又は郵送（配達証明付き書留郵便により、提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

と。

- (3) プレゼンテーションを欠席した者は、プロポーザルを辞退したものとみなす。ただし、本市がプレゼンテーションを開催しなかった場合はこの限りではない。

11 審査方法

- (1) 審査

平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応支援業務プロポーザル審査委員会が行う。

- (2) 受託候補者特定基準

平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応支援業務に係る公募型プロポーザル応募説明書による。

- (3) 審査結果の通知

審査結果は、プロポーザル参加者全員に対して審査終了後速やかに書面にて通知する。

12 その他

- (1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 次の各項目に該当する企画提案は無効とする。

ア 本応募説明書に示したプロポーザル参加資格のない者が提出した企画提案

イ プロポーザル参加者が、令和8年2月13日（金）午後5時15分以後、受託候補者の特定までの間に前記7(4)の広島市の競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他プロポーザル参加資格を満たさなくなった場合

ウ 本応募説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした場合

エ 本プロポーザルに関する条件に反した場合

- (3) 契約を締結する場合においては、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各項目に該当するときは契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上に渡って締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (4) 本業務委託に係る令和7年度補正予算の議案の議決が得られない場合は、契約手続を中止する。また、本市は、契約手続が中止された場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

- (5) 消費税等の税率の引上げに伴い、新しい税率が適用される場合については、契約締結後、後日、税率の引上げに伴う変更契約を締結する。

- (6) その他、詳細は「平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応支援業務に係る公募型プロポーザル応募説明書」による。